

一般廃棄物処理業許可証

住 所 岩手県奥州市水沢東大通り三丁目7番15号
氏 名 株式会社オイラー 代表取締役 山崎 一郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可します。

令和2年3月10日

金ケ崎町長 高 橋 由



許可年月日及び許可番号	令和2年4月1日 第31-12号	
事業の範囲	取り扱う一般廃棄物の種類	事業系一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）
	営業の種別	収集運搬
	営業の区域	金ケ崎町内
許可期限	令和4年3月31日	
許可条件	(1) 事業系一般廃棄物 町内事業所及び多量排出者の一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）の収集運搬に限る。 収集した廃棄物は適正に分別し、減量化・再資源化に努めること。 (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行令等関係法令を遵守すること。 (3) 金ケ崎町長の指示に従うこと。 (4) 収集運搬の状況を毎月1回町長に報告すること。	